

平成29年7月9日

「『^{かみやど}神宿る島』^{むなかた}宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産一覧表への 記載決定について（第二報）

我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、第41回世界遺産委員会が8つの構成資産全てを世界遺産一覧表へ記載することを決定しました。

1. 決定時刻：

現地時間 7月9日（日）10：47

（日本時間 7月9日（日）17：47）

2. 資産名：「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

3. 構成資産：沖ノ島（^{むなかたたいしやおきつみや}宗像大社沖津宮）、^{こやしま}小屋島、^{みかどぼしら}御門柱、^{てんぐいわ}天狗岩、 ^{むなかたたいしやおきつみやようはいしよ}宗像大社沖津宮遙拝所、^{むなかたたいしやなかつみや}宗像大社中津宮、^{むなかたたいしやへつみや}宗像大社辺津宮、 ^{しんばる}新原・^{ぬやまこふんぐん}奴山古墳群

4. 世界遺産委員会における決議要旨及び主な審議内容：

<決議要旨>

・「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を評価基準（ii），（iii）の下に「記載」する。

<主な審議内容（決議の概要は別紙参照）>

- 8つの構成資産は、文化的・歴史的に結びついた一体のものであり、本資産の価値を理解するためには8つ全ての構成資産が必要である。
- 本資産は、航海安全を祈願する信仰が古代から現在まで断絶なく続いていることを示しており、価値が高い。
- 航海に関する資産は、今の世界遺産一覧表には少ない分野であり、本資産が世界遺産一覧表へ加わることは、世界遺産一覧表の質の向上に貢献する。

- 沖ノ島へ女性が立ち入ることができないことについて委員国より質問されたところ、我が国より、①沖ノ島へ立ち入ることができるのは原則として神職だけであること、②資産の保全・管理には多くの女性が主体的にかかわっていること、を説明した。

(参考) 世界遺産委員会による決議の4つの区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

＜担当＞ 文化庁文化財部記念物課			
課	長	大西	啓介
専	門	官	中村 崇志
文	化	財	調
査	官	下田	一太
電話：03-5253-4111 (代表) (内線 2877)			
03-6734-2877 (直通)			

(別紙)

『^{かみやど}神宿る島』^{むなかた}宗像・沖ノ島と関連遺産群』にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』を、評価基準(ii)及び(iii)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。
- 暫定的な顕著な普遍的価値の言明に留意する。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下について検討するよう勧告する。
 - a) 「保存活用協議会」を設立し、資産の所有者代表を参画させること。
 - b) 他の関係者の役割及び彼らによる管理体系を明確化し、資産の管理において彼らが効果的に共同できるようにすること。
 - c) 洋上または陸上における風力発電施設の建設について、「適切に制限されている」とするだけでなく、資産範囲及び緩衝地帯、さらには資産範囲外であっても構成資産の視覚的完全性に影響を及ぼしうる範囲において、完全に禁止すること。
 - d) 遺産影響評価の手法を管理システムに組み込むこと。
 - e) 計画中の開発事業のうち、資産のOUV及び属性に影響を及ぼしうるものについては遺産影響評価を行い、その結果について世界遺産委員会及びイコモスにおいて検討できるよう、事業の承認及び着手にかかるあらゆる最終決断が行われる前に報告すること。
 - f) 緩衝地帯の東南角に位置する山体について、山頂を緩衝地帯内に含むこと。
 - g) 沖ノ島に対する違法な上陸及び船舶の接近の増加が懸念される点について考慮すること。
 - h) 締約国及び関係国間で、交易、航海、及び信仰に関する研究を継続・拡充させること。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

かみやど

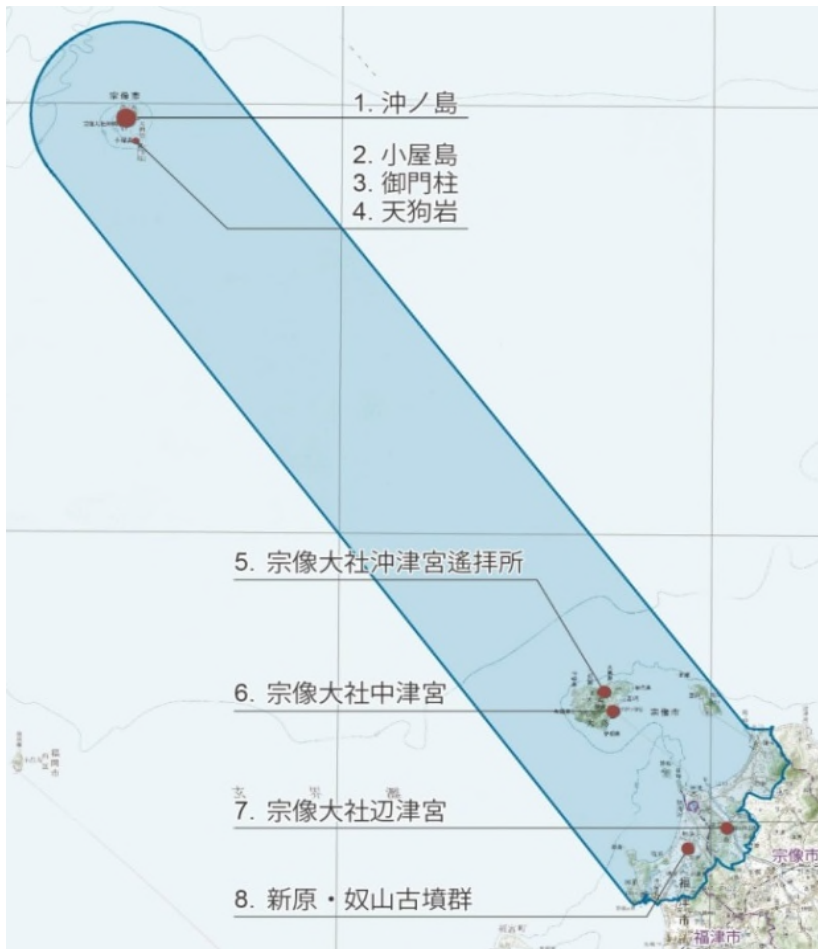
むなかた

本資産は、「神宿る島」沖ノ島を崇拝する文化的伝統が、古代東アジアにおける活発な対外交流が進んだ時期に発展し、海上の安全を願う生きた伝統と明白に関連し今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

沖ノ島には4世紀から9世紀の間の古代祭祀の変遷を示す考古遺跡が、ほぼ手つかずの状態です。沖津宮、中津宮、辺津宮の古代祭祀遺跡を含むこれらの三つの場は、宗像大社という信仰の場として現在まで続く。18世紀までに成立した沖津宮遙拝所は、上記で述べたような沖ノ島を遙拝する信仰の場である。そして、その信仰を担い育てた宗像氏の存在を物語る資産が、新原・奴山古墳群である。

【構成資産】

宗像大社沖津宮 (沖ノ島, 小屋島, 御門柱, 天狗岩), 宗像大社沖津宮遙拝所, 宗像大社中津宮, 宗像大社辺津宮 (以上, 福岡県宗像市), 新原・奴山古墳群 (福岡県福津市)



沖ノ島



宗像大社辺津宮



沖津宮遙拝所



新原・奴山古墳群

【関係年表】

平成21年	暫定一覧表に記載
平成28年1月	ユネスコへの推薦書提出にかかる閣議了解
同年同月	推薦書の提出
同年9月7日～11日	イコモス現地調査
平成29年5月	イコモス勧告
同年7月9日	第41回世界遺産委員会(クラクフ)において、世界遺産一覧表への記載が決定

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
 昭和50（1975）年 条約発効
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
 平成29（2017）年 1月31日現在で締結国数193カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産17件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	"	自然
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	"	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	15年1月	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	16年1月	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年1月	19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年1月	23年6月	自然
16	平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	18年12月 22年1月	23年6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	19年	24年1月	25年6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	19年	25年1月	26年6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	21年	26年1月	27年7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都(他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド)	19年	27年1月	28年7月	文化
21	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」	福岡県	21年	28年1月	29年7月	文化

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産8件、自然遺産1件）

[平成4年]

- ① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」(神奈川県)
- ② 「彦根城」(滋賀県)

[平成19年]

- ③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(奈良県)
- ④ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(長崎県・熊本県) → (平成29年推薦)

[平成21年]

- ⑤ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」(北海道・青森県・岩手県・秋田県)

[平成22年]

- ⑥ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(新潟県)
- ⑦ 「百舌鳥・古市古墳群」(大阪府)

[平成24年]

- ⑧ 「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群- (拡張)」(岩手県)

[平成28年]

- ⑨ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児島県・沖縄県)【自然遺産】

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」
世界遺産一覧表への記載決定に当たっての
松野 博一 文部科学大臣談話

ポーランドのクラクフで開催されている第41回世界遺産委員会において、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が、人類全体の貴重な遺産として世界遺産一覧表に記載されることが決定されたことを大変喜ばしく思います。

また、関係者の熱心な説明により、本資産が古代から連続と受け継がれてきた信仰を現代まで伝える遺産であることについて世界遺産委員会の理解が得られ、最終的に全ての構成資産を登録できたことを心から喜んでいます。

改めて、貴重な文化財を今日まで大切に守り伝えてこられた地域の人々や、関係者の皆様方のご努力に心からの敬意を表します。

文部科学省としては、地元の関係各位と連携しながら、人類の共通の宝である貴重な世界遺産の保護に万全を期し、後世に確実に引き継ぐとともに、積極的に発信してまいります。